

廃棄物処理施設の新設・変更をお考えの方へ

生活環境影響調査の実施が、法律で義務付けられています。

生活環境影響調査とは

廃棄物処理施設を新設・変更する際、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境影響調査の実施が義務付けられています。

許可申請時には、調査結果を記載した書類を知事へ提出しなければなりません。



目的



公害・自然破壊の防止 → 影響を評価し必要な対策を事業へ反映 → 住民の理解や紛争リスクの低減に



調査の流れ

調査項目の整理



調査対象地域の設定



現状把握
(文献・調査)



影響の予測



影響の分析



生活環境影響調査書の作成



問い合わせ先

一般財団法人三重県環境保全事業団 〒510-0304 三重県津市河芸町上野 3258 番地

環境コンサルティング部 TEL : 059-245-7509 FAX : 059-245-7519



対象施設

施設区分		代表的な施設例
一般廃棄物処理施設		ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設 等
産業廃棄物処理施設		焼却施設、最終処分場、破碎・選別施設 等

主な調査項目

施設種別	主な調査項目
焼却施設	大気質・悪臭・騒音・振動 等
破碎・選別施設	悪臭・騒音・振動・水質 等
最終処分場	大気質・悪臭・騒音・振動・水質 等

※施設の種類・規模・廃棄物の種類・地域状況を考慮して設定されます。

施設変更の場合も対象

既存施設の構造などを変更する場合も、変更内容によっては生活環境影響調査が必要です。

※廃棄物処理法施行規則に定める「軽微な変更」の場合は不要です。

対象となる産業廃棄物処理施設

生活環境影響調査の対象となる施設は、以下のとおり定められています。

廃棄物処理法 施行令第7条	施設の種類	処理能力等
第1号	汚泥の脱水施設	処理能力10m ³ /日を超えるもの
第2号	汚泥の乾燥施設	処理能力10m ³ /日を超えるもの (天日乾燥の場合100m ³ /日を超えるもの)
第3号	汚泥の焼却施設 (PCB汚染物、処理物を除く)	処理能力5m ³ /日を超えるもの、又は200kg/時以上のもの、 又は火格子面積2m ² 以上のもの
第4号	廃油の油水分離施設 (海洋汚染法第3条第14号の施設を除く)	処理能力10m ³ /日を超えるもの
第5号	廃油の焼却施設 (廃PCB等、海洋汚染法第3条第14号の施設を除く)	処理能力1m ³ /日を超えるもの、又は200kg/時以上のもの、 又は火格子面積2m ² 以上のもの
第6号	廃酸・廃アルカリの中和施設	処理能力50m ³ /日を超えるもの
第7号	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力5 t /日を超えるもの
第8号	廃プラスチック類の焼却施設 (PCB汚染物・処理物を除く)	処理能力100kg/日を超えるもの、 又は火格子面積2m ² 以上のもの
第8号の2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力5 t /日を超えるもの
第9号	別表第3の3に掲げる物質*又はダイオキシン類 を含む汚泥のコンクリート固化施設	すべて
第10号	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべて
第11号	汚泥・廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物の 分解施設	すべて
第11号の2	廃石綿又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	すべて
第12号	廃PCB、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	すべて
第12号の2	廃PCB等、PCB処理物の分解施設	すべて
第13号	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設 又は分解施設	すべて
第13号の2	産業廃棄物の焼却施設 (第3、5、8、12号は除く)	処理能力200kg/日を超えるもの、 又は火格子面積2m ² 以上のもの
第14号	イ) 遮断型最終処分場	すべて
	ロ) 安定型最終処分場	水面埋め立て地を除く、すべてのもの
	ハ) 管理型最終処分場	すべて

※【別表第3の3に掲げる物質】
水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、有機塩化化合物、銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、フッ化物、ベリリウム又はその化合物、クロム又はその化合物、ニッケル又はその化合物、バナジウム又はその化合物、1,4-ジオキサン

生活環境影響調査の実事例

※廃プラスチック類の破碎施設の場合

